

# 告 示

## 埼玉県告示第九百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画道路三・四・十一号市内循環線、三・五・十九号川越上尾線

### 二 都市計画を変更する土地の区域

#### イ 追加する土地の区域

川越市宮下町一丁目の一部

#### ロ 削除する土地の区域

川越市宮下町一丁目及び宮下町二丁目の各一部

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、川越市建設部道路

街路課

### 四 縦覧期間

令和五年八月二十二日から令和五年九月五日まで